令和3年

第4回市議会定例会 議案第8号

職員の服務及び職員団体に関する条例の一部改正について 職員の服務及び職員団体に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年12月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

職員の服務及び職員団体に関する条例の一部を改正する条例 職員の服務及び職員団体に関する条例(昭和26年函館市条例第14 号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「別記様式」を「別記様式(第2条関係)」に、「並びに」を「および」に、「遵守するはもちろん」を「遵守するのはもちろん、」に、「、公務を民主的且つ」を「、公務を民主的かつ」に、「、且つ迅速に」を「かつ迅速に、」に改め、「昭和」および「印」を削り、同様式備考中「及び」を「および」に、「且つ」を「かつ」に、「「教育」を「、「教育」に改める。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

職員の服務の宣誓書の様式について、押印を不要とし、および規定を 整備するため